○関東地方整備局告示第十六号

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第二十二条第三項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成三十年一月二十九日

関東地方整備局長　泊　宏

別表の指定番号十四の項を取り消す。

○近畿地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十九日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
京都市伏見区横大路芝生三六番から守口市八雲東町二丁目二七番二まで	前	B　一五・〇〇～一九・五〇メートル　二七・一三二キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　三九・〇〇～一九二・〇〇メートル　二九・五八八キロメートル B　一五・〇〇～一九・五〇メートル　二七・一三二キロメートル 三九・〇〇～一九二・〇〇メートル　二九・五八八キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局、同局京都国道事務所及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十九日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
京都府久世郡久御山町相島東八七番一から同町森中内一二一番一まで	前	六二・二〇～七六・〇〇メートル　〇・一五五キロメートル
	後	六二・二〇～六七・〇〇メートル　〇・一五五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十九日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号及び四百七十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
南丹市園部町上本町一五番二から同市園部町河原町五号四番四まで	前	一一・六〇～二一・二五メートル　〇・一一五キロメートル
	後	一六・〇一～三三・三四メートル　〇・一一五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

一月二十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

再生可能エネルギーの電力系統接続に係る空容量ゼロ問題等に関する質問主意書（阿部知子提出）

東京電力柏崎刈羽原子力発電所再稼働申請に伴う適合審査に係る意見照会に関する質問主意書（阿部知子提出）

東京電力柏崎刈羽原子力発電所再稼働申請に伴う審査における重大事故時対応等の技術的能力に関する質問主意書（阿部知子提出）

関西電力電気料金値下げについての政府広報の在り方に関する質問主意書（阿部知子提出）

政府ドメインの統一に関する質問主意書（城井崇提出）

公用電子メールの廃棄に関する質問主意書（城井崇提出）

草津白根山の噴火の警戒体制に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

業務に営業活動が含まれる労働者に対する裁量労働制の適用の適否等に関する質問主意書（山井和則提出）

生活保護費の見直しによる子育て世帯への深刻な影響に関する質問主意書（山井和則提出）

日本政府における仮想通貨の規制とイノベーション政策に関する質問主意書（中谷一馬提出）

参議院

議事日程

一月二十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三号

平成三十年一月二十六日（金曜日）

午前十時開議

第一　国務大臣の演説に関する件（第三日）

質問主意書提出

一月二十五日議員から次の質問主意書が提出された。

イージス・アショアの用途に関する質問主意書（山本太郎提出）（第六号）

人事異動

法務省

○定年退官

鹿児島区検察庁副検事**徳**永早美は、検察庁法第二十二条の規定により一月二十三日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、オーストラリア国の国祭日につき、一月二十五日同国連邦総督閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、インド国の共和国記念日につき、一月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成三十年一月五日、最上川水系河川整備計画を変更したので、同条第六項の規定に基づき公表する。

平成三十年一月二十九日

東北地方整備局長　津田　修一

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

東北運輸局最低賃金公示第１号

東北地方交通審議会から東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第２号）、東北海上旅客運送業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第３号）、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第４号）及び東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第５号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。